

資料 4

平成 1 6 年度
豊島区普通会計決算について

平成 1 7 年 (2 0 0 5 年) 9 月

政策経営部財政課

目 次

I 概要	1 頁
II 歳入の状況	2 頁
III 性質別歳出の状況	4 頁
IV 目的別歳出の状況	6 頁
V 主な財政指標	8 頁
VI 特別区債	11 頁
参考（用語の解説）	12 頁

I 概要(第1表、第2表)

豊島区の16年度普通会計決算は、歳入が前年度比5.6%増の892億23百万円、歳出は3.4%増の863億10百万円で、歳入、歳出とも増額した。

決算収支は、形式収支において29億13百万円の黒字となり、この形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、前年度より18億13百万円増となる27億86百万円の黒字となった。

単年度収支は18億13百万円の黒字、実質単年度収支は、財政調整基金へ1億51百万円を積み立て19億64百万円の黒字となった。

第1表 平成16年度の決算収支

(単位：千円 %)

区 分	平成16年度	平成15年度	増減額	増減率
歳 入 総 額 A	89,222,805	84,508,439	4,714,366	5.6%
歳 出 総 額 B	86,309,656	83,465,169	2,844,487	3.4%
形 式 収 支 C=A-B	2,913,149	1,043,270	1,869,879	179.2%
繰り越すべき財源 D	127,077	69,743	57,334	82.2%
実 質 収 支 E=C-D	2,786,072	973,527	1,812,545	186.2%
単 年 度 収 支 F	1,812,545	87,714	1,724,831	1966.4%
財 政 調 整 基 金 積 立 G	151,204	253,485	△ 102,281	△ 40.3%
財 政 調 整 基 金 取 崩 H	0	940,000	△ 940,000	△ 100.0%
実 質 単 年 度 収 支 F+G-H	1,963,749	△ 598,801	2,562,550	△ 427.9%

(注) 単年度収支=実質収支-前年度実質収支

第2表 決算収支の推移

(単位：百万円 %)

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	87,319	99,372	96,586	87,463	94,250	89,196	84,508	89,223
伸び率	-0.8%	13.8%	-2.8%	-9.4%	7.8%	-5.4%	-5.3%	5.6%
歳出総額	85,986	97,040	94,733	86,463	91,486	88,118	83,465	86,310
伸び率	-1.3%	12.9%	-2.4%	-8.7%	5.8%	-3.7%	-5.3%	3.4%
形式収支	1,333	2,332	1,853	1,000	2,763	1,078	1,043	2,913
繰越財源	1	894	1	0	0	192	70	127
実質収支	1,332	1,438	1,852	999	2,763	886	974	2,786
単年度収支	375	106	414	△ 853	1,764	△ 1,878	88	1,813
実質単年度収支(A)	△ 1,623	1,937	△ 1,115	△ 1,453	3,655	△ 2,546	△ 599	1,964
特別な財源対策(B)	3,000	4,200	1,000	0	2,238	1,079	0	3,500
(A)-(B)	△ 4,623	△ 2,263	△ 2,115	△ 1,453	1,417	△ 3,625	△ 599	△ 1,536

(注) 各数値は百万円未満を四捨五入し、端数処理をしていないため、合計に一致しない場合がある。

(A)-(B)は、実質単年度収支から特別な財源対策(基金の運用等)を控除した数値。

II 歳入の状況(第3表)

1 歳入のうち一般財源は、575億78百万円で前年度に比べ2.1% (11億58百万円)の増となった。歳入総額に占める一般財源の割合は64.5%で、前年度(66.8%)に比べ2.3ポイント減少した。

i 歳入の約3割を占める特別区税は、236億59百万円で、前年度に比べ1.2% (2億81百万円)の減で4年ぶりの減となった。これは、軽自動車税が1百万円の増、特別区たばこ税が63百万円の増、16年度から新設された狭小住戸集合住宅税が1億5百万円の皆増となったが、一方で、特別区民税が4億50百万円の減となったことによる。

なお、11年度からの区民税の恒久的減税による減収分(たばこ税の税源移譲分を除く)については、地方特例交付金と減税補てん債によって補てんされるが、この合計額24億96百万円を特別区税に加えると261億55百万円となり、前年度額(264億6百万円)と比較した場合、1.0% (2億51百万円)の減となる。

ii 特別区交付金は、253億84百万円で前年度に比べ1.6% (3億99百万円)の増となった。

普通交付金では、基準財政収入額が5億57百万円の増、基準財政需要額が8億86百万円の増となったため、3億29百万円の増となった。また、特別交付金は、前年度比70百万円の増となった。

iii その他の一般財源では、16年度から配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金の新設された。前年度と比べると、地方譲与税が所得譲与税交付金の新設の結果80.2%、地方消費税交付金が12.5%の増となったが、一方で利子割交付金が14.5%、自動車取得税交付金11.2%、交通安全対策特別交付金4.6%の減となった。

2 特定財源は、316億65百万円で、前年度に比べ12.7% (35億57百万円)の増となった。歳入総額に占める特定財源の割合は35.5%であり、前年度(33.2%)を2.3ポイント上回った。

i 分担金・負担金は、8億44百万円で、公害健康被害補償費負担金、保育所受託収入などの減によって、前年度比7.6% (70百万円)の減となった。

ii 使用料は、27億85百万円で、道路使用料、公園・児童遊園使用料が増加したことなどにより、前年度比6.6% (1億72百万円)の増となった。

iii 国庫支出金は、104億85百万円で、生活保護費負担金、新中学校建設費負担金などの増によって、前年度比4.3% (4億35百万円)の増となった。

iv 都支出金は、35億75百万円で、三位一体改革に伴う保育所費負担金などの減により、4.2%（1億56百万円）の減となった。

v 財産収入は、68億63百万円で、旧時習小学校跡地売払代金（65億1百万円）などにより、792.9%（60億94百万円）の増となった。

vi 繰入金は、94百万円で、財政調整基金繰入金（9億40百万円）、義務教育施設整備基金繰入金（3億24百万円）などの減により94.6%（16億61百万円）の減となった。

vii 特別区債は、32億18百万円で、新豊島清掃事務所建設事業（6億67百万円）、東池袋四丁目地区交流施設建設事業（3億円）などで増となったが、南池袋小学校建設事業（12億53百万円）などの減により、4.6%（1億54百万円）の減となった。

viii その他、諸収入で商工業融資資金預託金（15億円）などの減により34.3%（10億24百万円）減となったほか、手数料で5.4%（44百万円）、繰越金で3.2%（35百万円）、寄附金で22.7%（3百万円）の減となった。

第3表 歳入内訳

（単位：百万円、%）

区 分	平成16年度		平成15年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率
歳入総額	89,223	100.0	84,508	100.0	4,714	5.6
一般財源	57,578	64.5	56,421	66.8	1,158	2.1
特別区税	23,659	26.5	23,940	28.3	△ 281	△ 1.2
特別区民税	19,899	22.3	20,349	24.1	△ 450	△ 2.2
その他の税	3,760	4.2	3,591	4.2	169	4.7
地方譲与税	992	1.1	551	0.7	442	80.2
利子割交付金	404	0.5	472	0.6	△ 69	△ 14.5
配当割交付金	106	0.1	0	0.0	106	皆増
株式等譲渡所得割交付金	111	0.1	0	0.0	111	皆増
地方消費税交付金	4,463	5.0	3,968	4.7	495	12.5
自動車取得税交付金	597	0.7	672	0.8	△ 75	△ 11.2
地方特例交付金	1,818	2.0	1,786	2.1	33	1.8
特別区交付金	25,384	28.5	24,985	29.6	399	1.6
普通交付金	24,304	27.2	23,975	28.4	329	1.4
特別交付金	1,080	1.2	1,010	1.2	70	6.9
交通安全交付金	44	0.0	46	0.1	△ 2	△ 4.6
特定財源	31,645	35.5	28,088	33.2	3,557	12.7
分担金・負担金	844	0.9	913	1.1	△ 70	△ 7.6
使用料	2,785	3.1	2,613	3.1	172	6.6
手数料	769	0.9	812	1.0	△ 44	△ 5.4
国庫支出金	10,485	11.8	10,049	11.9	435	4.3
都支出金	3,575	4.0	3,731	4.4	△ 156	△ 4.2
財産収入	6,863	7.7	769	0.9	6,094	792.9
寄附金	9	0.0	12	0.0	△ 3	△ 22.7
繰入金	94	0.1	1,755	2.1	△ 1,661	△ 94.6
繰越金	1,043	1.2	1,078	1.3	△ 35	△ 3.2
諸収入	1,960	2.2	2,984	3.5	△ 1,024	△ 34.3
うち収益事業	50	0.1	55	0.1	△ 5	△ 9.1
特別区債	3,218	3.6	3,372	4.0	△ 154	△ 4.6

（注）各数値は百万円未満を四捨五入し、端数処理していないため、合計に一致しない場合がある。

Ⅲ 性質別歳出の状況(第4表)

- 1 義務的経費の決算額は、462億35百万円、前年度に比べ0.6%（2億67百万円）の減で、歳出総額に占める構成比は53.6%と前年度（55.7%）を2.1ポイント下回った。
 - i 義務的経費のうち、人件費は256億95百万円で、職員給の減などにより前年度比3.8%（10億21百万円）の減となった。歳出総額に占める人件費の割合は、前年度（32.0%）を2.2ポイント下回り29.8%になった。
 - ii 扶助費は、147億45百万円で、老人福祉手当（23百万円）の減など一方で、生活保護費（3億52百万円）、児童手当（1億14百万円）、ホームヘルプ支援費（41百万円）などの増により、前年度比3.5%（4億94百万円）の増となった。
 - iii 公債費は、57億95百万円で、雑司が谷二丁目公園予定地売却による起債の繰上償還（1億5百万円）の増などにより、前年度比4.7%（2億59百万円）の増となった。
- 2 普通建設事業費は、82億25百万円で前年度に比べ15.0%（10億70百万円）の増となった。増の主な要因は、新豊島清掃事務所建設事業（7億55百万円）、東池袋四丁目地区交流施設建設事業（5億31百万円）、明豊中学校建設事業（5億49百万円）となっている。一方、減の主な要因は、老人保健福祉施設整備事業（「池袋えびすの郷」2億円）、東池袋四丁目第一地区市街地再開発事業（1億3百万円）となっている。
- 3 その他の経費は、318億50百万円で、前年度比6.8%（20億41百万円）の増となっている。
 - i 物件費は、127億29百万円で、公園児童遊園維持管理経費（41百万円）、南池袋小学校建設関係経費（40百万円）、体育施設管理運営委託経費（33百万円）の減などにより、前年度比1.8%（2億28百万円）の減となった。
 - ii 補助費等は、47億63百万円で、雑司が谷二丁目地区公園予定地売却による国庫補助金返納金（64百万円）の増などの一方で、区議・区長選挙運動公費負担金（42百万円）、中小商工融資利子補給経費（32百万円）、シルバー人材センター助成経費（16百万円）の減などにより、前年度比0.8%（37百万円）の減となった。
 - iii 積立金は、39億87百万円で、保健福祉基盤整備支援基金（3億62百万円）、財政調整基金（1億2百万円）への積立金の減などの一方で、義務教育施設整備基金（30億1百万円）、減債基金（6億53百万円）への積立金の増などにより、

前年度比 489.1% (33 億 10 百万円) の増となった。

iv 繰出金は、99 億 6 百万円で、国民健康保険事業会計への繰出金が 3 億 14 百万円、公営企業会計 (介護サービス) への繰出金が 1 億 58 百万円の減となったが、老人保健医療会計への繰出金が 7 億 12 百万円、介護保険事業会計への繰出金が 2 億 66 百万円の増となったことなどにより、前年度比 5.4% (5 億 9 百万円) の増となった。

v 貸付金は、2 億 34 百万円で、中小商工融資預託金 15 億円の減などにより、前年度比 86.2% (14 億 61 百万円) の減となった。

vi その他、維持補修費は、社会教育施設修繕費 (15 百万円)、体育施設修繕費 (14 百万円) などの減により、前年度比 16.8% (46 百万円) の減となった。また、投資及び出資金は、東長崎駅整備第 3 セクター出資金 (5 百万円) の減により、前年度比 100.0% (5 百万円) の減となった。

第 4 表 性質別歳出内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度		平成15年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率
歳出総額	86,310	100.0	83,465	100.0	2,844	3.4
義務的経費	46,235	53.6	46,502	55.7	△ 267	△ 0.6
人件費	25,695	29.8	26,716	32.0	△ 1,021	△ 3.8
うち 職員 給	17,507	20.3	18,224	21.8	△ 717	△ 3.9
扶助費	14,745	17.1	14,250	17.1	494	3.5
公債費	5,795	6.7	5,536	6.6	259	4.7
投資的経費	8,225	9.5	7,155	8.6	1,070	15.0
普通建設費	8,225	9.5	7,155	8.6	1,070	15.0
補助事業	2,148	2.5	1,624	1.9	524	32.3
単独事業	6,077	7.0	5,531	6.6	546	9.9
災害復旧事業費等						
その他経費	31,850	36.9	29,808	35.7	2,041	6.8
物件費	12,729	14.7	12,957	15.5	△ 228	△ 1.8
維持補修費	230	0.3	276	0.3	△ 46	△ 16.8
補助費等	4,763	5.5	4,800	5.8	△ 37	△ 0.8
積立金	3,987	4.6	677	0.8	3,310	489.1
投資・出資金	0	0.0	5	0.0	△ 5	△ 100.0
貸付金	234	0.3	1,695	2.0	△ 1,461	△ 86.2
繰出金	9,906	11.5	9,398	11.3	509	5.4

(注) 各数値は百万円未満を四捨五入しているため、各数値の合計が合計額と一致しないことがある。

IV 目的別歳出の状況(第5表)

目的別歳出決算額の規模は、民生費、教育費、総務費、衛生費、土木費の順となっており、この5費目で全体の9割以上(90.4%)となっている。

- 1 総務費は、114億27百万円で、前年度に比べ6.5%(7億円)の増であり、これは、減債基金積立金6億53百万円、東池袋四丁目地区交流施設建設事業費5億31百万円などの増と、選挙執行経費1億64百万円、退職手当1億53百万円、財政調整基金積立金1億2百万円、公共施設等大規模改修経費67百万円などの減との差引によるものである。
- 2 民生費は、375億68百万円で、前年度に比べ2.7%(9億81百万円)の増であり、これは、老人保健医療会計繰出金7億12百万円、南池袋三丁目保育施設購入費3億92百万円、生活保護費3億52百万円、介護保険事業会計繰出金2億66百万円などの増と、保健福祉基盤整備支援基金積立金3億62百万円、国民健康保険事業会計繰出金3億14百万円などの減との差引によるものである。
- 3 衛生費は、90億90百万円で、前年度比4.7%(4億9百万円)の増であり、これは、新豊島清掃事務所建設事業費7億64百万円などの増と、人件費1億86百万円、公害健康被害補償給付経費57百万円などの減との差引によるものである。
- 4 土木費は、80億22百万円で、前年度比12.1%(8億65百万円)の増で、これは、長崎道立体横断施設整備事業費3億71百万円、巢鴨駅南自転車駐車場建設事業費2億12百万円、都市計画道路補助第173号線整備事業費2億8百万円などの増によるものである。
- 5 教育費は、120億36百万円で、前年度比12.1%(13億円)の増であり、これは、義務教育施設整備基金積立金30億1百万円、明豊中学校建設費5億49百万円などの増と、南池袋小学校建設経費18億59百万円、学校職員人件費3億60百万円などの減との差引によるものである。
- 6 その他の歳出では、公債費が4.7%(2億62百万円)増の58億2百万円、商工費が61.1%(15億82百万円)減の10億6百万円、議会費が0.9%(6百万円)増の6億51百万円、労働費が9.7%(40百万円)減の3億70百万円、消防費が14.3%(57百万円)減の3億38百万円となった。

第5表 目的別歳出内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成16年度		平成15年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率
歳出総額	86,310	100.0	83,465	100.0	2,844	3.4
議 会 費	651	0.8	645	0.8	6	0.9
総 務 費	11,427	13.2	10,727	12.9	700	6.5
民 生 費	37,568	43.5	36,587	43.8	981	2.7
衛 生 費	9,090	10.5	8,682	10.4	409	4.7
労 働 費	370	0.4	409	0.5	△ 40	△ 9.7
商 工 費	1,006	1.2	2,588	3.1	△ 1,582	△ 61.1
土 木 費	8,022	9.3	7,156	8.6	865	12.1
消 防 費	338	0.4	394	0.5	△ 57	△ 14.3
教 育 費	12,036	13.9	10,736	12.9	1,300	12.1
災 害 復 旧 費						
公 債 費	5,802	6.7	5,541	6.6	262	4.7
諸 支 出 金						

(注) 各数値は百万円未満を四捨五入しているため、各数値の合計が合計額の数値と一致しないことがある。

V 主な財政指標(第6表、第7表)

1 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、前年度を3.1ポイント上回る4.9%となった。なお、16年度の標準財政規模は、565億5百万円(15年度は555億30百万円)、実質収支額は27億86百万円(15年度は9億74百万円)である。

2 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度(87.2%)を1.5ポイント下回る85.7%となった。

13年度決算から、分母の経常一般財源収入等に減税補てん債を加えた数値とすることになったが、減税補てん債を分母に含まない場合の数値は86.8%となる。

3 公債費比率

標準財政規模に占める公債費充当一般財源の割合を示す公債費比率は9.0%と前年度(8.5%)より0.5ポイント増加し、5年ぶりに前年度を上回った。なお、13年度からは臨時財政対策債発行可能額(16年度は68億44百万円)が標準財政規模に加算されることになったが、これを除いた場合の公債費比率は10.1%となり、前年度(10.0%)を0.1ポイント上回る事となる。

なお、16年度における各区別の決算収支、財政指標等を第7表として取りまとめたので参考とされたい。

第6表 財政指標の推移

(1) 財政指標の推移

(単位:%)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
実質収支比率	5.5	5.7	5.8	5.4	5.1	1.9	1.7	1.7	2.4	2.6	3.5	1.7	4.6	1.6	1.8	4.9
経常収支比率	56.4	62.8	74.7	75.5	78.8	89.8 (83.8)	89.2 (84.4)	88.6 (83.2)	96.1 (91.4)	96.1 (93.4)	99.5 (98.5)	92.3 (91.3)	83.1 (84.1)	88.8 (89.8)	87.2 (88.2)	85.7 (86.8)
公債費比率	3.5	3.9	4.6	5.2	6.0	7.2	8.1	10.7	11.7	12.9	14.0	10.8	10.7	10.3	8.5	9.0
公債費負担比率	3.2	3.5	4.0	4.6	5.3	6.3	7.3	9.1	10.2	11.1	11.5	10.0	10.4	9.8	9.6	10.3
起債制限比率		3.8	4.0	4.6	5.3	6.2	7.1	8.6	10.1	11.8	12.9	12.6	11.9	10.6	9.9	9.3

(注) 平成6～12年度の経常収支比率の()内は、減税補てん債による収入を経常一般財源に加えた率である。

平成13年度から減税補てん債と臨時財政対策債を経常一般財源に加えた率が経常収支比率となったため、()内を減税補てん債等を除外した率とする。

実質収支比率(%) = (実質収支額) ÷ (標準財政規模) × 100

経常収支比率(%) = (経常経費充当一般財源) ÷ (経常一般財源 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債) × 100

公債費比率(%) = (公債費充当一般財源) ÷ (標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額) × 100

公債費負担比率(%) = (公債費充当一般財源) ÷ (一般財源総額) × 100

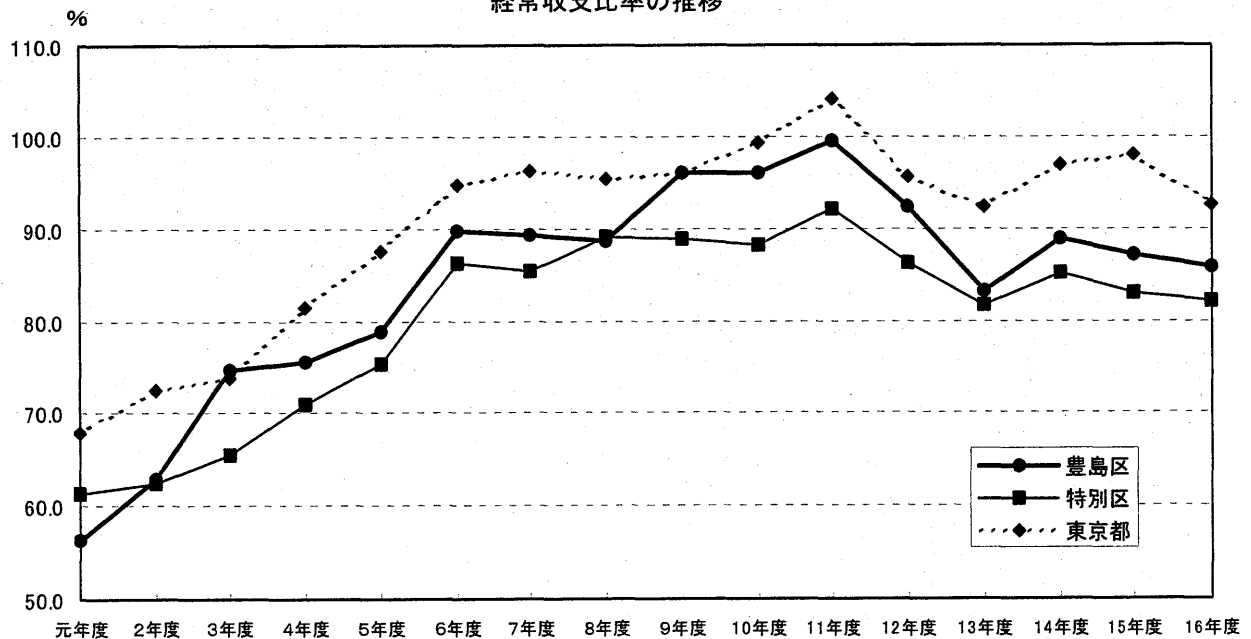
起債制限比率(%) = (公債費充当一般財源) ÷ (標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額) の過去3年度間の平均 × 100

(2) 特別区等の経常収支比率の推移

(単位:%)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
豊島区	56.4	62.8	74.7	75.5	78.8	89.8	89.2	88.6	96.1	96.1	99.5	92.3	83.1	88.8	87.2	85.7
特別区	61.3	62.5	65.5	71.0	75.4	86.2	85.3	89.0	88.8	88.1	92.1	86.2	81.7	85.2	83.0	82.0
東京都	68.0	72.5	73.7	81.5	87.6	94.8	96.3	95.4	96.1	99.3	104.1	95.6	92.4	96.9	97.9	92.6

経常収支比率の推移



第7表

平成16年度 各区别決算収支

(単位:百万円、%)

区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	実質収 支比率	経常収支比率	公債費 比率
1 千代田	41,596	39,667	1,929	510	1,419	5.2	79.6 (79.6)	10.2
2 中央	59,519	56,448	3,071	309	2,762	7.5	85.4 (85.4)	15.3
3 港	105,282	96,350	8,932	12	8,920	14.0	70.9 (70.9)	13.8
4 新宿	105,417	100,811	4,606	604	4,002	5.7	81.3 (82.4)	6.7
5 文京	71,530	68,162	3,367	222	3,146	6.9	92.0 (93.5)	14.7
6 台東	81,581	79,576	2,006	210	1,796	3.8	79.4 (80.0)	8.9
7 墨田	87,679	85,638	2,041	3	2,038	3.5	87.6 (88.2)	9.6
8 江東	128,628	124,257	4,371	462	3,909	4.7	79.9 (80.7)	5.0
9 品川	117,135	114,334	2,801	248	2,553	3.4	76.3 (77.2)	5.2
10 目黒	82,352	78,642	3,710	1,188	2,522	4.3	89.1 (90.9)	13.6
11 大田	196,594	188,306	8,289	6	8,283	6.1	79.9 (80.9)	8.7
12 世田谷	201,188	197,801	3,386	250	3,136	2.1	85.4 (87.2)	8.5
13 渋谷	84,347	72,548	11,799	5,412	6,387	11.7	74.0 (75.8)	4.7
14 中野	86,111	83,231	2,880	2	2,877	4.5	84.5 (85.5)	7.5
15 杉並	138,514	133,174	5,339	156	5,183	5.2	88.4 (89.4)	11.8
16 豊島	89,223	86,310	2,913	127	2,786	4.9	85.7 (86.8)	9.0
17 北	110,408	105,973	4,435	199	4,235	5.6	79.8 (80.4)	6.1
18 荒川	76,019	72,817	3,202	284	2,918	5.7	78.6 (79.1)	7.9
19 板橋	153,575	151,561	2,014	57	1,957	1.9	85.8 (86.6)	7.4
20 練馬	186,034	181,767	4,267	103	4,165	3.1	82.8 (83.7)	9.2
21 足立	211,314	206,056	5,258	21	5,237	3.7	79.6 (80.2)	8.9
22 葛飾	141,890	137,854	4,036	550	3,486	3.7	82.1 (82.1)	8.7
23 江戸川	201,523	192,220	9,303	4,420	4,883	3.8	80.3 (81.0)	6.1
計	2,757,457	2,653,503	103,954	15,353	88,602	4.8	82.0 (82.9)	8.6

(注) 各数値は、百万円未満を四捨五入しているため、各数値の合計が合計額の数値と一致しないことがある。

経常収支比率の()内の数値は、分母に減税補てん債及び臨時財政対策債を加えない場合の数値。

VI 特別区債(第8表、第9表)

特別区債の16年度末現在高は、460億33百万円で、前年度に比べ15億43百万円の減、3.2%のマイナスであった。12年度に、介護関係の公債費について、普通会計から公営企業会計に組替えられたため、大幅に減額となった。この組替え額(81億33百万円)を含んだ場合、16年度末現在高は541億66百万円となり、これは前年度比で21億98百万円の減、3.9%のマイナスとなる。組替え額を含めた現在高の減少は、16年度に償還した元金54億16百万円の減と、新たに借入れた32億18百万円の増による。

第8表 特別区債年度末現在高の推移

(単位:百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
特別区債 現在高	58,961	60,746	61,839	65,664	66,688	53,694 (64,605)	51,129 (61,302)	48,524 (58,010)	47,576 (56,364)	46,033 (54,166)

(注) ()内数値は公営企業会計への組替え分を含む。13年度からのNIT-ET型貸付金除く。

第9表 平成16年度特別区債・借入区分別一覧表

単位:千円

資金区分	事業名	起債額	備考
日本郵政公社	簡易生命保険 計	823,300	
	①減税補てん債	677,300	
	②明豊中学校校舎等建設事業	146,000	
みずほ銀行	銀行等引受 計	609,000	
	①東池袋四丁目地区交流施設建設事業	300,000	
	②大規模改造事業(清和小・補助)	17,000	
	③大規模改造事業(池袋第一小・補助)	22,000	
	④大規模改造事業(富士見台小・補助)	19,000	
	⑤大規模改造事業(高松小・補助)	16,000	
	⑥大規模改造事業(椎名町小・単独)	21,000	
	⑦大規模改造事業(駒込中・単独)	17,000	
	⑧公共施設等耐震化事業(高南小・単独)	68,000	
	⑨公共施設等耐震化事業(目白小・単独)	36,000	
⑩公共施設等耐震化事業(千川中・単独)	93,000		
市場公募	市場公募(住民参加型)市場公募 計	500,000	
	①新豊島清掃事務所建設事業	500,000	
国	財政融資 計	180,000	
	①ごみ処理施設整備事業(新豊島清掃事務所建設事業)	180,000	
東京都区市町村 振興協会	銀行等引受(宝くじ協会) 計	409,000	
	①都市再生事業(長崎道立体横断施設建設事業)	292,000	
	②一般事業(染井橋架替整備事業)	117,000	
東京都	東京都区市町村振興基金 計	697,000	
	①公共施設等大規模改修事業(東池袋第二保育園)【一般事業】	28,000	
	②新豊島清掃事務所建設事業【一般事業】	502,000	
	③長崎道立体施設建設事業【一般事業】	77,000	
	④新小学校統合整備事業(池袋第五小学校)【一般事業】	90,000	
合 計		3,218,300	

用語の解説

1. 普通会計

各地方自治体の財政状況の把握、相互比較や時系列比較が可能となるよう、総務省で定める基準により作成される統計上の会計をいう。

具体的には、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合算して、会計間の重複額等を控除したものである。豊島区の公営事業会計には、公営企業会計（介護サービス事業会計）、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計がある。

2. 運用金

基金に属する現金を歳入予算に計上して、歳出予算の財源にすることをいう。

基金は通常、金融機関への預金などで運用するが、庁舎等建設基金については、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて歳入に繰り入れることができることとしている。

3. 減収・減税補てん債

景気の低迷等により、地方税等が減収すると見込まれる場合に発行が許可される地方債を減収補てん債といい、国の政策減税による地方税の減収を補う場合に許可される地方債を減税補てん債という。

減収補てん債の許可額は、地方財政法第5条に定める経費（適債事業）に充当され、減税補てん債は同条に定める経費以外の経費に充当することができる。

4. 義務的経費

歳出経費のうち、性質別分類による人件費、扶助費、公債費の合計をさす。これらの経費は、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられていて、任意に削減できないものである。

5. 投資的経費

歳出経費のうち、性質別分類による普通建設事業費、災害復旧費、失業対策費の合計をさす。本区の場合、災害復旧費及び失業対策費に係わる経費支出がないので、投資的経費は普通建設事業費と同額になる。いわゆる社会資本を形成する経費である。

6. 実質単年度収支

単年度収支の中には「実質的な黒字・赤字要素」としての財政調整基金の積立・取崩し額、公債費の繰上償還額が含まれるので、これらの影響を控除した単年度収支を実質単年度収支という。

7. 実質収支比率

財政運営の状況を判断する指標で、実質収支額の一般財源ベースでの標準的な財政規模（「標準財政規模」という）に対する割合で示される。財政運営上どの程度の実質収支が適度であるかは、各々の団体の財政規模等により異なるが、経験的には概ね3～5%といわれている。

8. 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す総合的な指標で、「経常的な経費に充当される一般財源等」の「経常的に収入される一般財源等」に対する割合で示される。この数値が大きくなるほど、財政の弾力性が失われることになる。

9. 公債費比率

公債費（特別区債の元金及び利子の償還金）に充当した一般財源の標準財政規模に対する割合で示される。平成13年度以降は、分母に臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。公債費比率は財政構造の弾力性を示す指標の一つで、この数値が大きくなると財政の硬直化が進んでいることになる。

10. 公債費負担比率

公債費（特別区債の元金及び利子の償還金）に充当した一般財源の一般財源総額に対する割合で示される。

11. 起債制限比率

地方債許可方針に規定されている地方債の許可制限に係る指標で、公債費比率の過去3年度間の平均で示される。起債制限比率が20%以上となった地方公共団体は、その状況によって次のように起債が制限される。

- (1) 20%以上 30%未満…厚生福祉施設整備事業及び一般単独事業に係る地方債の起債が許可されない。
- (2) 30%以上………災害関連事業等を除いた、一般公共事業に充当する地方債許可がすべて許可されない。